

**大洗町新型インフルエンザ等対策行動計画  
第三版**

令和8年3月

# 目次

## 第1部 総論

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1章 はじめに .....         | 1  |
| 第2章 基本方針 .....         | 2  |
| 第3章 対策の枠組みと体制 .....    | 3  |
| 第1節 基本項目 .....         | 3  |
| 第2節 発生段階ごとの戦略 .....    | 3  |
| 第3節 町対策本部・危機管理体制 ..... | 4  |
| 第4節 各課の主な役割 .....      | 7  |
| 第4章 対策推進のための役割分担 ..... | 10 |

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

|               |    |
|---------------|----|
| 第1章 実施体制      |    |
| 第1節 準備期 ..... | 13 |
| 第2節 初動期 ..... | 14 |
| 第3節 対応期 ..... | 15 |

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

|               |    |
|---------------|----|
| 第1節 準備期 ..... | 17 |
| 第2節 初動期 ..... | 18 |
| 第3節 対応期 ..... | 20 |

## 第3章 まん延防止

|               |    |
|---------------|----|
| 第1節 準備期 ..... | 21 |
| 第2節 初動期 ..... | 22 |
| 第3節 対応期 ..... | 22 |

## 第4章 ワクチン

|               |    |
|---------------|----|
| 第1節 準備期 ..... | 23 |
| 第2節 初動期 ..... | 28 |
| 第3節 対応期 ..... | 31 |

## 第5章 保健

|               |    |
|---------------|----|
| 第1節 準備期 ..... | 35 |
| 第2節 初動期 ..... | 35 |
| 第3節 対応期 ..... | 35 |

## 第6章 物資

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第1節 準備期～初動期 ..... | 36 |
| 第2節 対応期 .....     | 36 |

## 第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

|               |    |
|---------------|----|
| 第1節 準備期 ..... | 37 |
| 第2節 初動期 ..... | 38 |
| 第3節 対応期 ..... | 39 |

## 第 1 部 総論

### 第 1 章 はじめに

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザとは抗原性が大きく異なる新型ウイルスの出現によって発生する。そのため、その時期を正確に予測することは困難であり、また、発生自体を阻止することも不可能である。免疫を十分に獲得していないウイルスの出現やウイルスの病原性が高い場合には、国民全体にまん延の可能性がある、健康被害や社会的影響は甚大となるおそれがある。

こうした背景を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様の危険性を有する指定感染症、及び新感染症が発生した場合に、国民の生命と健康を守り、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的として制定されたものである。国・地方公共団体・指定公共機関や事業者等の責務、発生時の各種措置、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等を定めており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 14 年法律第 114 号）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、強化を図るものである。

当町は、訪日外国人を含む年間 400 万人を超える観光客が訪れる県内有数の観光地であることから、通常の感染拡大に加え、観光による人の流入という特徴があるため、世界のいずれかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入を免れることは困難と想定される。

そのため、国及び県の新型インフルエンザ等対策行動計画と整合性を図りつつ、町民の生命と健康を守り、生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的として、当町の新型インフルエンザ等対策行動計画を改定するものである。

## 第2章 基本方針

新型インフルエンザ等は、病原性が高く、まん延のおそれがあり、発生すれば町民の生命及び健康、生活及び経済に大きな影響を与えかねない。また、患者の発生が一定期間に偏った場合には、医療提供体制の対応能力を超えることも想定される。このため、新型インフルエンザ等対策を当町の危機管理上の重要課題として位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じる必要がある。

### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数を可能な限り減らし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制を強化することで、患者数が対応能力を超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数及び死亡者数を減少させる。

### (2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを行うことで、町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民の生活及び経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減少させる。
- ・ 事業継続計画（BCP）の作成や実施等により、医療提供や町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第3章 対策の枠組みと体制

### 第1節 基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策において、感染拡大を可能な限り抑制し町民の生命及び健康を守るとともに、町民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめることという2つの主な目的を達成するため、具体的な戦略と対策を7項目で構成する。

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン
5. 保健
6. 物資
7. 町民の生活及び地域経済安定の確保

### 第2節 発生段階ごとの戦略

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があることから、各段階に応じた戦略を以下に示す。

| 時 期 |     | 戦 略  |
|-----|-----|--|
| 準備期 | 発生前 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 全庁的な対応体制を確立するため、感染症対応部門並びに危機管理部門の職員の人材育成と連携強化</li><li>・ 事業継続計画（BCP）策定</li><li>・ 情報提供・共有方法の確認</li><li>・ 基本的な感染症予防啓発</li><li>・ DXの推進</li><li>・ 有事に備え、業務の整理・効率化・省エネ化</li><li>・ マスクや消毒液等感染症予防物資の備蓄確認</li></ul> |

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 初動期 | 世界・国内で<br>発生確認                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生段階に応じて「連絡会議」や「対策本部」を段階的に設置</li> <li>・町民の健康リテラシー向上のための科学的根拠に基づく情報提供</li> <li>・予防接種業務の全庁的な協力体制の構築</li> <li>・オンライン会議の活用や時差出勤等の推進</li> </ul>   |
| 対応期 | 県内発生初期<br>～<br>県内・町内での<br>感染拡大<br>～<br>流行終息期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「対策本部」を中心とした全庁的な対応</li> <li>・職員の派遣や応援の対応</li> <li>・リスクコミュニケーション体制の強化</li> <li>・感染状況や病原体の性質に応じてまん延防止策を実施</li> <li>・予防接種実施医療機関等へのワクチンの配分と調整</li> <li>・予防接種の実施や接種記録の管理</li> <li>・必要な感染症対策物資等の状況を随時確認・調整</li> <li>・町民生活の安定確保（メンタル支援・教育支援等）</li> <li>・生活・経済基盤の維持（上下水道、ごみ収集・し尿処理等）</li> <li>・「緊急事態解除宣言」発出後「対策本部」を解散</li> </ul> |

## 第3節 町対策本部・危機管理体制

### 1. 町対策本部

以下の事項を掌握する。

- ・ 国・県の基本的対処方針に基づく対応策に関すること
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集
- ・ 職員の要請・確保と重要業務への職員配置
- ・ 庁舎感染対策管理及び職員の健康管理
- ・ 医療体制（予防接種・町内医療機関への連絡調整等）
- ・ 相談体制
- ・ 町民への感染防止対策
- ・ 要配慮者への対応

- ・ ごみ処理・し尿処理体制確保
- ・ ライフラインの確保
- ・ 生活必需品の確保、事業者への情報提供
- ・ 火葬場の体制確保
- ・ 公共交通機関への対応
- ・ 野鳥不審死の情報収集及び異常家きんの早期発見
- ・ 園児・児童生徒の感染拡大防止、休校等の対応
- ・ 文化・スポーツ施設への指導、施設閉鎖等の対応

1. 対策本部に、次に掲げる職員をおく。

- (1) 本部長：町長
- (2) 副本部長：副町長・教育長
- (3) 本部長：各課長
- (4) 事務局長：健康増進課長
- (5) 事務局次長：総務課長

2. 本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3. 副本部長は、本部長を補佐し対策本部の事務を整理するほか、本部長が欠けた時には、その職務を代理する。対策本部の本部長は、本部長の命を受け対策本部の事務に従事する。

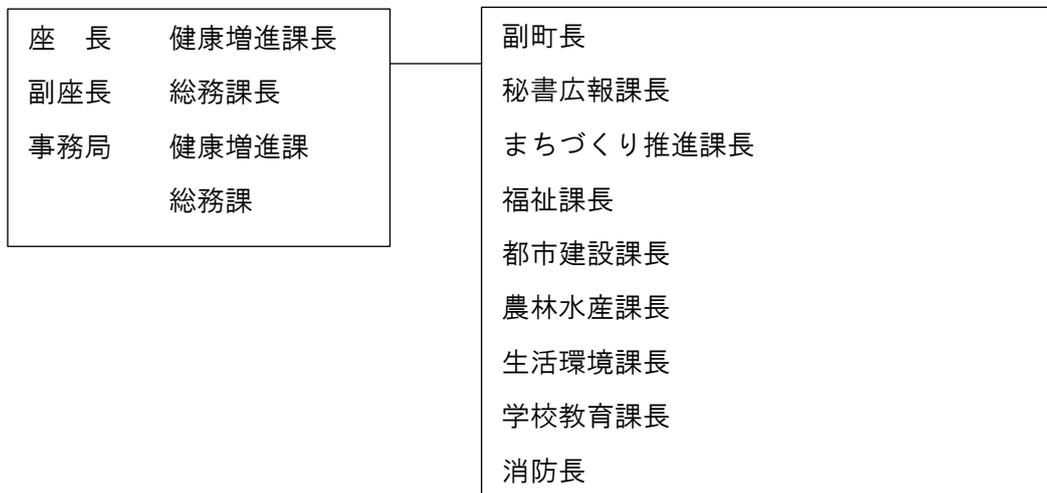
4. 対策本部は、必要に応じて本部長が招集する。

5. 新型インフルエンザ等対策本部の職員以外には、関係機関の出席を求めることができる。

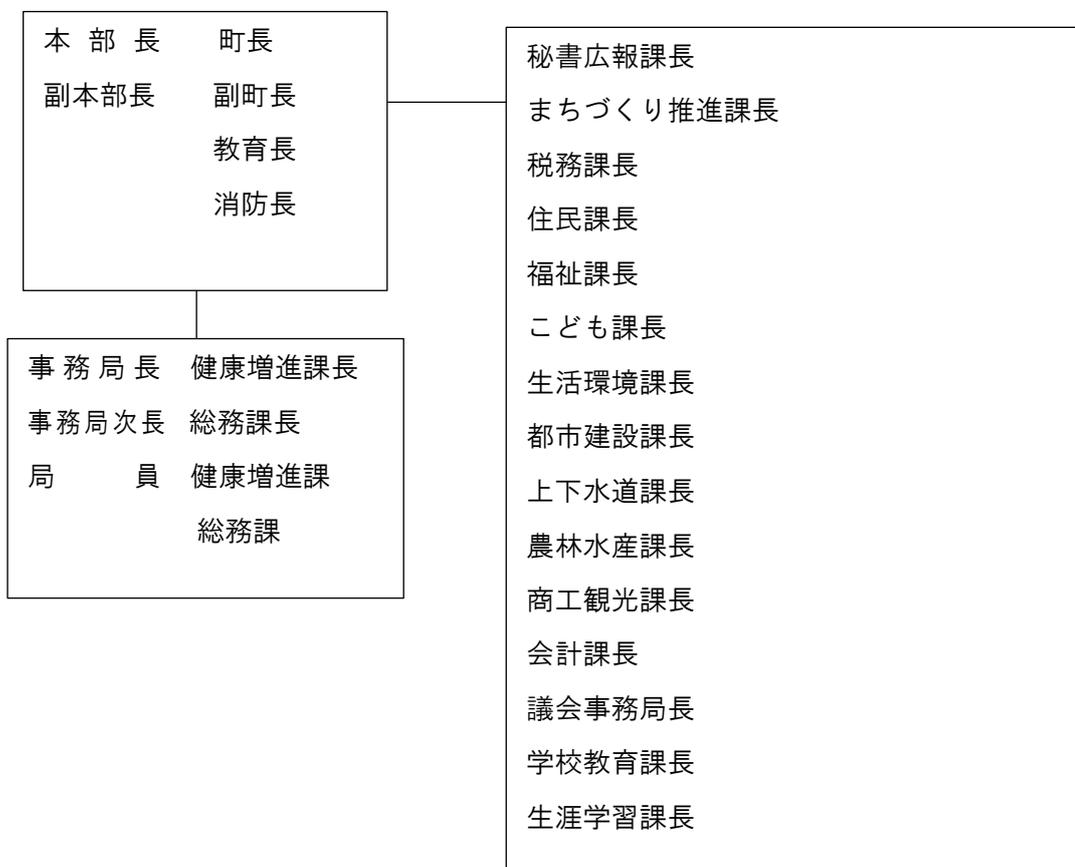
6. 町対策本部の事務局は、健康増進課におく。

## 2. 町危機管理実施体制

### 連絡会議



### 対策本部



## 第4節 各課の主な役割

| 課名    | 主な役割  |
|-------|---|
| 共通    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業継続計画（BCP）に基づく行政機能の維持に関すること</li> <li>・ 職員の感染・まん延防止に関すること</li> <li>・ 国・県の情報収集に関すること</li> <li>・ 所管法人・団体等の感染状況・情報提供に関すること</li> <li>・ 所管社会機能維持関連企業の支援に関すること</li> <li>・ 所管する会議・イベント等の調整に関すること</li> <li>・ 所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること</li> <li>・ 所管する協定締結団体との調整に関すること</li> </ul>            |
| 健康増進課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会議・対策本部に関すること</li> <li>・ 関係機関等からの情報収集に関すること</li> <li>・ 県対策本部との連絡調整・緊急要望に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関すること</li> <li>・ 国・県の情報収集の総括</li> <li>・ 相談窓口に関すること</li> <li>・ 医師会・薬剤師会・町内医療機関等の協力要請に関すること</li> <li>・ 予防接種体制整備に関すること</li> </ul> |

|                |   |
|----------------|---|
| 総務課            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会議・対策本部に関すること</li> <li>・ 職員の要請・確保と重要業務への職員配置に関すること</li> <li>・ 庁舎（出先機関含む）の感染予防対策に関すること</li> <li>・ 職員の健康管理に関すること</li> <li>・ 関係機関との連絡・調整に関すること</li> </ul> |
| 福祉課<br>税務課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設（高齢者施設・障害者施設）に関すること</li> <li>・ 要配慮者（高齢者・障害者・医療的ケア児等）に関すること</li> <li>・ 自宅療養者等の生活支援に関すること</li> </ul>   |
| 住民課<br>会計課     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国籍住民に関すること</li> <li>・ 死亡届・埋火葬許可証に関すること</li> </ul>   |
| 都市建設課<br>上下水道課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道・下水道等のライフライン体制の確保に関すること</li> <li>・ 道路交通の維持・制限に関すること</li> </ul>  |
| 農林水産課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜に関すること</li> <li>・ 野鳥不審死に関すること</li> <li>・ 技能実習生に関すること</li> </ul>  |
| 学校教育課<br>生涯学習課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に関すること</li> <li>・ 児童及び生徒に関すること</li> </ul>  |
| 消防署            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病者搬送に関すること</li> </ul>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| こども課              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所・学童に関すること</li> <li>・ 妊婦及び乳幼児に関すること</li> </ul>  |
| 秘書広報課<br>議会事務局    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関対応に関すること</li> <li>・ 感染症に関する情報提供に関すること</li> <li>・ 偏見・差別、偽・誤情報に関すること</li> </ul>                                     |
| 生活環境課             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ収集・し尿処理・廃棄物管理に関すること</li> <li>・ 食料品・衛生用品等の備蓄に関すること</li> </ul>  |
| まちづくり推進課<br>商工観光課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関への対応に関すること</li> <li>・ 生活関連物資等の安定供給に関すること</li> <li>・ 観光関連事業所及び観光客への情報提供に関すること</li> <li>・ 対策関連予算に関すること</li> </ul> |

※ 各課の役割は、発生状況や国・県の方針等に応じて、適宜見直し・変更する場合があります。

## 第4章 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、自ら対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。また、国は、WHO（世界保健機構）等の国際機関や諸外国との連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンや医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、関連する国際協力を進めることで、発生時におけるワクチンや診断薬・治療薬等の早期開発及び確保を図る。

平時においては、国は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議を通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携しつつ、発生段階に応じた具体的対応をあらかじめ決定しておく。

発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、国民や事業者の理解と協力を得るため、感染症や感染対策に関する基本的情報の提供及び共有を行う。

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る対策を的確かつ迅速に実施するとともに、当該区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【 県 】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保や感染症まん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。

平時においては、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する。また、民間検査機関や医療機関と平時に検査等の措置協定を締結し、検査体制を構築する等、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には迅速に体制を移行し、対策を実行することが可能となる。

こうした取組においては、県・保健所設置市・感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延防止に取り組み、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

## 【 町 】

---

町は、町民に最も近い行政単位として、予防接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者への支援について、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することが求められる。

具体的には、自宅療養者等に対する健康観察や生活支援等の療養環境整備、県が実施する施策への協力、感染状況等の情報提供及び相談対応を通じ、町民に身近な立場から感染症の発生・まん延の防止を図ることが重要である。

対策の実施にあたっては、県や他市町村と緊密に連携する。また、感染症発生時には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

### （３）医療機関の役割

---

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修や訓練、個人防護具をはじめとした必要な感染症対策物資の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者に対する診療体制を含む事業継続計画（BCP）の策定や連携協議会・関係機関等を活用した地域連携の推進も重要である。加えて、地域における院内感染対策のネットワークの構築及び医療機関相互の支援体制の整備も求められる。

発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、各医療機関は当該感染症の特性を踏まえ、特定機能病院や感染症指定医療機関としてそれぞれの役割を担う。協定指定医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて病床確保、発熱外来の運営、自宅療養者等への医療提供、後方支援及び医療人材の派遣を行う。

### （４）指定（地方）公共機関の役割

---

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### （５）登録事業者の役割

---

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供業務及び町民の生活・経済の安定に資する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても、最

低限の町民生活を維持できるよう、平時から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続に向けた準備を積極的に行うことが重要である。

発生時には、当該業務を継続的に実施するよう努めることが求められる。

## （６）一般の事業者の役割

---

事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止対策を講じることが求められる。

町民の生命及び健康に著しい被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部事業の縮小が必要となる場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者においては、感染防止措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄に努める等、必要な対策を講じることが望ましい。

## （７）町民の役割

---

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動等についての知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践するよう努める。また、発生時に備え、個人レベルでもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄に努める。発生時には、感染状況や予防接種の実施状況について情報を入手し、感染拡大防止のため個人で実施可能な対策を講じるよう努める。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策における具体的な戦略と対策を定めるものであり、感染拡大を可能な限り抑制して町民の生命及び健康を守ること、ならびに町民生活及び社会経済活動への影響を最小限にとどめることという主な目的を達成するために、相互に関連する一連の対策を体系的に実施する必要があるため、各項目の基本方針や目的を理解し、対策の全体像や連携を意識して取り組むことが重要である。

### 第1章 実施体制

感染症危機は、町民の生命・健康、生活や経済に大きな影響を及ぼすため、危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国・県・市町村をはじめ、国立健康危機管理研究機構、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、平時から人材の確保・育成や実践的な訓練を通じて対応力を高めておくことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、平時の準備を踏まえ、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、適切な政策判断と実行につなげることで、感染拡大を抑制し、町民への影響を最小限にとどめる。

---

### 第1節 準備期

---

#### 1. 町行動計画等の作成や体制整備

- (1) 町は、町行動計画を策定し、国の方針、県の取組状況及び感染症に関する専門的知識を踏まえ、適宜見直しを行う。
- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生時に強化・拡充すべき業務を確実に実施するため、必要な人員等を確保するとともに、有事においても継続すべき業務の維持を図るため、事業継続計画（BCP）を策定し、必要に応じて改定する。

- (3) 町は、全庁的な対応体制を確立するため、県等が開催する会議や研修を関係部署とともに参加し、感染症対応部門並びに危機管理部門の職員の人材育成と連携強化を図る。

---

## 2. 関係機関との連携

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時は、地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染拡大が想定されることから、県、保健所及び他市町村との連携が不可欠である。平時から情報共有や連携体制の確認を行い、広域訓練が実施される場合は積極的に参加し、発生に備える。
- (2) 町は、国、県及び関係機関と平時から情報交換等を行い、発生時に備えた連携体制を構築する。

---

## 第2節 初動期

---

### 1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

国が政府対策本部を設置した場合（特措法第15条）や、県が対策本部を設置した場合においては、町は、発生状況に応じて「連絡会議」や「対策本部」を段階的に設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

---

### 2. 必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援（特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項）を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行（特措法第70条の2第1項）することを検討し、所要の準備を行う。

---

## 第3節 対応期

---

### 1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### (1) 職員の派遣・応援への対応

---

- ・ 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、事務の全部または大部分を実施できないと認める場合は、特措法第26条の2第1項に基づき、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・ 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要と認める場合は、特措法第26条の3第2項及び第26条の4に基づき、他市町村または県に対して応援を求める。
- ・ 町は、他自治体等から職員派遣の要請があった場合には、自庁の体制を考慮し、可能な範囲で職員を派遣する。

#### (2) 必要な財政上の措置

---

町は、特措法第69条、第69条の2第1項及び第70条第1項及び第2項に基づく国の財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

### 2. 緊急事態措置の検討等について

町は、緊急事態宣言が発出された場合、直ちに「連絡会議」から「対策本部」に切り替え、これを設置する（特措法第34条第1項）。また、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う（特措法第36条第1項）。

---

### 3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が発出された場合には、速やかに「対策本部」を解散する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、町民の不安や偏見・差別の発生、偽・誤情報の流布が懸念される。そのため、表現の自由に十分配慮しつつ、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供し、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うことが重要である。これにより、町民、県・市町村、医療機関、事業者等とリスク情報やその見方を共有し、町民等が適切に判断・行動できるようにする。

さらに、町は、平時から町民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機への理解を深めるとともに、想定される事態に備えてリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や具体的な取組を進める必要がある。

---

### 第1節 準備期

---

#### 1. 町における情報提供・共有について

感染症危機において対策を効果的に実施するためには、町民等に対して感染症の基本情報や感染予防の方法、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動について理解を深めてもらうことが重要である。また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となる可能性があり、高齢者施設等は重症化リスクの高い者の集団感染が発生するおそれがあることを踏まえ、関係部署と連携しつつ公衆衛生対策を実施する必要があることを認識しておくことが求められる。

感染症は誰もが感染する可能性があるが、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見や差別が生じることがある。また、SNS等により偽・誤情報が拡散され、社会に混乱をもたらす現象であるインフォデミック（偽情報や誤情報が大量に流布し、SNS等で急速に拡散される現象）が発生するおそれもある。インフォデミックは、感染症対策の妨げとなるだけでなく、町民の不安を増幅させるため、迅速かつ正確な情報提供が重要である。

こうした事態を防ぐため、町は、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に情報を提供・共有することにより、信頼性の高い有用な情報源としての認知度の向上に努める。また、町民、医療機関、事業者等との双方向のコミュニケーションを通じ、正確な情報の理解と適切な行動の促進を図る。

---

## 2. 県と町における情報提供・共有について

町は、町民に対してリスクに応じたきめ細かな広報や相談窓口の設置を行うとともに、県から協力要請があった場合には、患者等の健康観察や生活支援を行うことが想定される。そのため、有事における円滑な対応のためには、患者等に関する情報の連携について、県と町の行動計画で位置付け、具体的な手順を事前に両者で確認しておくことが望ましい。

---

## 3. 双方向のコミュニケーションの体制整備

町は、国からの要請があった場合、コールセンター等を設置する準備を行い、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制を整備する。さらに、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国籍住民、視覚や聴覚等が不自由な者等への適切な媒体や手段について、あらかじめ検討しておく。

---

# 第2節 初動期

---

## 1. 町における情報提供・共有について

新型インフルエンザ等の発生またはその疑いが生じた場合には、感染拡大に備え、町民等に対し状況に応じた的確な情報提供と共有を行い、準備を促すことが必要である。

具体的には、感染症の全体像が理解できるよう、その特性、国内外における発生状況、有効とされる感染防止策等について、利用可能な情報媒体を活用して周知する。あわせて、個人の感染対策が社会全体の感染拡大防止に大きく寄与することを踏まえ、行動変容を促す啓発を進めるとともに、冷静な対応を呼びかけることに努める。

また、感染者やその家族等に対する偏見や差別は許されるものではなく、場合によっては法的責任を伴うことがある。さらに、こうした差別意識は患者の受診抑制を招き、感染症対策の妨げとなるおそれがある。そのため、偽情報や誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的根拠に基づく情報を繰り返し提供し、町民等の不安解消に努めることが重要である。

---

## 2. 県と町における情報提供・共有について

町は、新型インフルエンザ等の発生状況や動向等に関し、必要があると認めるときは、県の求めに応じて情報を提供する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行う場合がある。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

---

## 3. 双方向のコミュニケーションの体制整備

町は、国からの要請を受けてコールセンター等を設置し、速やかな情報提供・共有体制を整備する。感染症対策を円滑に進めるには、町民をはじめ関係者の理解と協力を得ることが重要なため、一方的な情報提供にとどまらず、SNSの動向等も踏まえて町民の反応や関心事を把握しながら、双方向のコミュニケーションを図り、リスクに関する情報やその見方、対策の意義を共有する。

また、高齢者や子ども、日本語に不自由な外国籍住民、視覚や聴覚に障害のある者等、多様な町民への配慮を行い、それぞれが必要とする情報を的確に把握し、感染症に関する正しい知識や情報を理解し活用できるよう、町民の健康リテラシー（自分の

健康に関する情報を正しく理解し、それを判断・活用して自分の健康管理や生活行動に役立てる能力)の向上に努める。

---

## 第3節 対応期

---

### 1. 町における情報提供・共有について

町は、町民が情報を受け取る方法や受け止め方が多様であることを踏まえ、専門家の助言や国・他の地方公共団体の取組を参考に、町の実情に即した説明を行う。また、準備期に整備したリスクコミュニケーション体制を強化し、町民への情報提供・共有や相談受付を通じて、適切かつきめ細かなリスクコミュニケーションを実施する。

---

### 2. 県と町における情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の発生時には、県からの依頼に応じて患者の健康観察や生活支援を行う場合がある。

---

### 3. 双方向のコミュニケーションの体制整備

町は、国からの要請を受け、コールセンター等を継続的に設置・運営し、町民からの相談や問い合わせに対応するとともに、正確な情報提供を通じて不安の軽減と理解促進を図る。特に、高齢者や日本語に不自由な外国籍住民等、情報弱者にも配慮し、電話、町ホームページ、SNS、広報誌、町内放送等の多様な手段を活用して、情報発信及び受信体制を整備する。

## 第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等対策の目的は、感染拡大を可能な限り抑え、健康被害を最小限にするとともに、町民の生活や社会経済活動への影響を軽減することである。そのため、適切な医療を提供しつつ、必要に応じてまん延防止対策を実施し、感染の拡大速度や流行のピークを抑えることで、治療を必要とする患者数を医療提供体制の範囲内に収めることが重要である。

特に、有効な治療薬がない場合や予防接種が開始されるまでの間は、公衆衛生上、まん延防止対策が不可欠となる。そのため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適切に行い、強化された医療体制でも逼迫が想定される場合には、特措法に基づき、必要な地域や期間を対象に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を迅速に講じる。

一方で、特措法第5条において、町民の自由及び権利に対する制限は必要最小限のものでなければならないと規定されている。また、まん延防止対策は社会経済活動に大きな影響を及ぼす可能性があることから、その効果と影響を総合的に勘案し、病原性や感染性に関する知見、ワクチンや治療薬の開発・普及状況等の変化に応じて、実施中のまん延防止対策については縮小または中止を含めた見直しを機動的に行うことが重要である。

---

### 第1節 準備期

町は、換気や手洗い、マスクの着用等の基本的な感染対策を普及させるとともに、有事に備えて平時から町民の理解促進に努める。その際には、体調不良等自ら感染が疑われる場合には相談窓口で連絡して指示を受けること、不要不急の外出を控えること、咳エチケットを徹底すること等、日常生活で実践すべき行動について周知する。

---

## 第2節 初動期

町は、町内での感染拡大に備え、事業継続計画（BCP）に基づき、必要な体制を整え、資源を確保する等の準備を進める。

---

## 第3節 対応期

町は、国や県が行う情報収集・分析、リスク評価、及び国や県が示すまん延防止方針を踏まえ、感染症の特徴や病原体の性質（病原性・感染力・薬剤への感受性等）、変異状況や感染の広がりに応じて、適切なまん延防止対策を実施する。また、対策を進めるにあたっては、町民の生活や社会経済活動への影響にも十分に配慮する。

## 第4章 ワクチン

予防接種は、個人の感染・発症・重症化を防ぐことで町民の健康を守るとともに、受診患者数を減らし、入院や重症化を抑えることにより、医療提供体制を維持する効果がある。これにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限に抑えることができる。

そのため、国・県・町は、医療機関、事業者、関係団体等と連携し、平時から予防接種の体制や実施方法について準備を進めておくことが必要である。

### 第1節 準備期

#### 1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、表1に示す内容を参考に、予防接種に必要な資材の確保方法をあらかじめ確認し、接種実施の際に速やかに調達できるよう準備を進める。

表1 想定される予防接種に必要な資材

|        |  |
|--------|--|
| 医療準備物品 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 消毒用アルコール綿、塩化ベンザルコニウム（ワンショットプラスヘキシジン）</li><li>・ トレイ</li><li>・ 医療廃棄物容器・針捨て容器</li><li>・ 手指消毒剤</li><li>・ 救急用品</li><li>・ 血圧計、体温計、パルスオキシメーター</li><li>・ 輸液セット、静脈路確保用品（駆血帯）</li><li>・ 生理食塩水</li><li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬剤</li><li>・ 酸素ボンベ・マスク</li><li>・ アンビューバッグ</li><li>・ 輸液スタンド</li></ul> |
|--------|--|

|          |   |
|----------|---|
| 診察用物品    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスク</li> <li>・ 使い捨て手袋（S・M・L）</li> <li>・ 使い捨て舌圧子</li> <li>・ 聴診器、ペンライト</li> <li>・ 筆記用具</li> </ul>  |
| 事務・記録用物品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボールペン</li> <li>・ 日付印・住所印・施設名印</li> <li>・ スタンプ台</li> <li>・ 印鑑マット</li> <li>・ はさみ</li> </ul>  |
| 会場設営物品   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 机、椅子</li> <li>・ スクリーン</li> <li>・ 延長コード</li> <li>・ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫、保冷バック、保冷剤、耐冷手袋等</li> <li>・ ベッド、毛布、枕、クッション</li> <li>・ 担架</li> <li>・ ゴミ箱、ビニール袋</li> <li>・ 案内・誘導看板</li> <li>・ ポール（動線仕切り用）</li> </ul> |

## 2. ワクチンの供給体制

町は、実際のワクチン供給にあたり、ワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要となる可能性があることから、関係事業者の把握を随時行う。また、医療機関単位でのワクチン分配量を決定する必要があるため、医療機関と密接に連携し、供給量が限定される状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配方法を事前に想定しておく。

---

## 3. 接種体制の構築

### (1) 接種体制

---

町は、医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員・会場・資材等を含めた接種体制の構築を行う。新型インフルエンザ等の発生に備えて、必要に応じて訓練を実施する。

### (2) 特定接種

---

特定接種は、特措法第 28 条に基づいて実施されるもので、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供または国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種を指す。

町は、国の要請を踏まえ、特定接種の対象となる者に対し、速やかに接種が行えるよう体制を整備する。特に、登録事業者のうち町民生活や社会経済の安定に不可欠な分野に属する事業者については、接種体制の整備を登録要件とする。

また、特定接種の対象者については、町が把握し、その人数を国に報告する。

### (3) 住民接種

---

平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

#### ① 接種実施に向けた体制づくり

---

町は、町民に対し速やかにワクチンを接種できる体制を整備する（予防接種法第 6 条第 3 項）。そのため、国や県の協力を得て、希望する町民が迅速に接種できるよう、準備期から初動期・対応期を見据えた対応を検討する。また、パンデミック発生時に円滑に接種を実施するため、以下の事項についてあらかじめ検討し、明確化を図る。

- ・ 接種対象者数の把握
- ・ 町職員による人員体制の確保
- ・ 医師・看護師等の医療従事者の確保
- ・ 接種場所の確保（医療機関・ゆっくら健康館等）及び運営方法
- ・ 接種に必要な資材（注射器・予診票等）の確保

- ・ 国・県・市町村間及び医師会等の関係団体との連絡体制
- ・ 接種に関する町民への周知方法

## ② 接種対象者の試算

町は、医療従事者や高齢者施設従事者、高齢者等の接種対象者数を事前に推計し、必要に応じてシミュレーションを実施する。また、会場で接種が困難な者については関係機関と連携し、適切に接種できる体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

| 町民接種対象者試算方法        |                        |    | 備考                                      |
|--------------------|------------------------|----|---|
| 総人口                | 人口統計（総人口）              | A  |   |
| 基礎疾患のある者           | 対象地域の人口の7%             | B  |   |
| 妊婦                 | 母子健康手帳届出数              | C  |   |
| 幼児                 | 人口統計（1～6歳未満）           | D  |   |
| 乳児                 | 人口統計（1歳未満）             | E1 |   |
| 乳児保護者 <sup>※</sup> | 人口統計（1歳未満）×2           | E2 | 乳児の両親として、対象人口の2倍の相当                     |
| 小・中・高校生相当          | 人口統計（6～18歳未満）          | F  |   |
| 高齢者                | 人口統計（65歳以上）            | G  |   |
| 成人                 | 対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数 | H  | $A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$ |

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

### ③ 接種会場・医療従事者の配置

---

- ・ 町は、接種方法や会場数、開設時間に応じて必要な医療従事者数を算定する。集団接種では多くの医療従事者が必要となるため、医師会等の協力を得て確保する。個別接種・集団接種のいずれの場合も、円滑な接種体制の構築に努める。
- ・ 町は、接種会場ごとの対応可能人数を推計し、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチン保管・調剤、ならびに人員配置について検討する。会場内の動線は入口から出口まで交差が生じないように配慮し、滞留を防ぐ。ワクチンは、温度管理や遮光等、適切に管理・保管する。
- ・ 町は、広域での医療機関と委託契約を結ぶ等、町外でも接種可能な体制づくりに努める。
- ・ 町は、医師会等と協力し、医療従事者の体制、接種会場、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を行う。

## (4) 情報提供・共有

---

### ① 町民への対応

---

WHOは「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「ワクチン忌避」や「予防接種への躊躇」を挙げており、国際的にも予防接種におけるリスクコミュニケーションの重要性が指摘されている。これを踏まえ、町においても準備期を含む平時から、定期予防接種について被接種者やその保護者（小児の場合）に分かりやすい情報を提供するとともに、疑問や不安に関する情報の収集やQ&Aの提示等、双方向の情報提供に努める。

町は、定期予防接種の実施主体として、医師会等の関係機関と連携しながら、適正かつ効率的な予防接種の実施や情報提供等を行い、必要に応じて県に支援を求める。

### ② 健康増進課以外との連携

---

町は、予防接種の推進にあたり、医療関係者に加え、福祉分野や社会生活維持に関わる業務に関連する関係部署と連携・協力し、その体制強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、学校保健との連携が不可欠であることから、健康増進課は教育委員会等と連携し、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の就学時健康診断や第13条第1項の健康診断の

機会を活用して、教育委員会や学校を通じた予防接種に関する情報提供を依頼する等、施策推進に資する取組を行う。

### ③ DXの推進

---

町は、活用する健康管理システムが国のシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が円滑に進むよう、国が示す標準仕様書に沿ってシステムを整備する。そして、接種対象者を国のシステムに登録し、接種勧奨を行う際に対象者のスマートフォン等へ通知できる体制を整える。ただし、電子通知を受けられない者については、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。さらに、町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう努めるとともに、マイナンバーカードを利用して電子的に予診票情報を登録した接種対象者が、デジタル化に対応していない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備を進める。

---

## 第2節 初動期

---

### 1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、準備期に検討した必要な資材の確保を速やかに調達する。

---

### 2. ワクチンの供給体制

町は、ワクチンの供給を受け、接種実施医療機関等への配分がいつでも可能となるよう必要量を速やかに確保する。

---

### 3. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

## (1) 特定接種

---

接種には多くの医療従事者の確保が必要であることから、国、県及び町は接種体制を構築する際、医師会等の協力を得て確保に努める。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対しても、医療従事者の確保に向けて医師会等との調整が円滑に行えるよう、必要な支援を行う。

## (2) 住民接種

---

### ① 接種準備と計画

---

#### (7) 接種予定数の把握

町民基本台帳や接種記録システムを活用し、接種対象者数及び接種ペースを把握する。

#### (イ) 組織体制の確保

予防接種業務を所管する部署のみならず、人事管理等を担う部署も含めた全庁的な協力体制を構築する。

#### (ウ) 資材の調整

ワクチン、注射器等の接種に必要な資材の確保に向けた調整を早期に開始する。

### ② 人員確保と業務分担

---

#### (7) 業務の洗い出し

予防接種に必要な業務（受付、予診、接種、データ入力等）を整理し、各業務に係る担当を決定する。

#### (イ) 人員配置

各業務の内容や優先順位に応じて必要な人員数を算定し、個人名入りのシフト表を作成して、円滑な業務運営を図る。

#### (ウ) 外部委託の活用

コールセンターやデータ入力等の外部委託が可能な業務については、積極的に委託することにより職員の負担軽減を図る。

## (I) 医療従事者の確保

多数の医療従事者が必要となるため、医師会等と連携し、安定的な人員確保に努める。

## ③ 接種会場の確保と運営

---

### (7) 接種会場の確保と運営

町は、医療機関に加え、保健センターや学校等の公的施設を臨時接種会場として活用することを検討し、医師会等と協議を行う。臨時接種会場を設ける場合は、運営方法を事前に検討し、医療従事者以外の運営スタッフ（事務職員等）を確保する。また、接種事務のデジタル化を推進するため、会場をシステムに登録し、必要な機器や設備の整備を行う。

### (1) 要配慮者への対応

介護施設や障害福祉施設の入所者等で接種会場での接種が困難な者に対しては、関係機関と連携し、個別接種等の体制を構築する。

## ④ 救急対応及び医療体制の整備

---

### (7) 医療従事者数の算定

接種会場の規模や接種方式に応じて、必要な医師、看護師、薬剤師等の人員数を算定する。

### (1) 救急対応体制の整備

アナフィラキシーショック等の重篤な副反応に備え、救急処置用品（血圧計、アドレナリン製剤等）を整備・管理するとともに、対応手順を事前に定める。

### (ウ) 連携体制の構築

重篤な副反応が発生した場合に備え、消防機関や地域の医療機関と事前に連携体制を構築し、搬送先となる二次医療機関を選定・共有する。

## ⑤ 接種会場における安全管理と感染対策

---

### (7) 接種動線の確保

接種会場では、ロープ等を用いて進行方向を定め、被接種者が円滑に移動できるよう動線を確保する。

### (イ) 十分なスペースの確保

被接種者同士が十分な距離を保てるよう、広さのある会場を選定・確保する。

### (ウ) 要配慮者への対応

高齢者や障害者等が安心して接種を受けられるよう、会場のバリアフリー化や個別対応体制を整備する。

### (I) 廃棄物の適切な管理

感染性産業廃棄物は、法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）を遵守し、保管場所の明示や適切な処理手順を徹底する。

---

## 第3節 対応期

---

### 1. ワクチンや必要な資材の供給

町は、国や県の要請に基づき、各市町村に割り当てられたワクチン量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量に応じて配分を行う。

万一、ワクチンの供給が滞り地域間で偏りが生じた場合には、県を中心に関係者へのヒアリングや調査を実施し、管内の在庫状況等を把握した上で、必要に応じて地域間で融通を行う。また、特定製品の指定が原因で供給に偏りが生じることもあるため、他製品の活用も含めた調整を行う。

---

## 2. 接種体制

町は、初動期に整備した接種体制に基づき予防接種を実施する。

新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国や県の方針に基づき追加接種が必要となる場合でも、混乱なく円滑に接種を行えるよう、町は、国や県、医療機関と連携し、接種体制の整備に努める。

### (1) 特定接種

---

町は、発生した新型インフルエンザ等の状況や社会情勢等を踏まえ、医療提供や生活・経済の安定確保の観点から、国が特定接種の実施を決定した場合には、国の具体的運用に基づき、特定接種の対象となる者に対して、本人の同意を得た上で接種を実施する。

### (2) 住民接種

---

#### ① 接種体制

---

#### (7) 接種体制の構築

準備期及び初動期に構築した体制を基に、具体的な接種体制を整備するとともに、接種の進捗状況に応じて追加の接種会場の設置を検討する。また、各会場で適切な予診、接種及び副反应对応が行えるよう、医療従事者や誘導員の確保、待合室・接種場所・必要資材（副反应对応用を含む）の準備を行う。

#### (イ) 接種会場での感染対策

接種会場では、発熱等の症状がある人が来場しないよう、広報や掲示を通じて周知・注意喚起を行い、会場内での感染拡大を防止する。

#### (ウ) ハイリスク者等への配慮

医学的にリスクの高い人や入院患者等に対しては、適切な配慮を行う。具体的には、予診や副反応に関する情報提供を慎重に実施するとともに、入院患者は

原則として療養中の医療機関で接種を行う。また在宅医療を受けている患者で医療機関での接種が困難な場合には、町が関係機関と連携して接種を調整することで安全かつ円滑な接種の実施に努める。

## ② 接種に関する情報提供・共有

---

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請に応じて、接種に関する情報を国へ提供・共有する。

## ③ 接種体制の拡充

---

町は、原則として医療機関での接種を基本とするが、感染状況や接種需要に応じて、保健センター等を活用した医療機関以外の臨時接種会場の増設も検討する。また、介護施設や障害福祉施設の入所者等、接種会場での接種が困難な者もワクチンを受けられるよう、医師会等と連携して接種体制の確保に努める。

## ④ 接種記録の管理

---

町は、接種誤りの防止や、接種者本人による接種記録の閲覧が可能となるよう、準備期に整備した接種管理システムを活用し、接種記録の正確かつ適切な管理に努める。

## ⑤ 健康被害救済

---

予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合には、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係の有無が審査され、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、町民接種の場合は町が担う。

町民接種の場合、接種を受けた場所が住所地以外であっても、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害救済の実施主体は、接種時に住民票が登録されていた市町村となる。

町は、予防接種による健康被害救済制度について、被接種者に対する適切な情報提供を行うとともに、申請の受付や、申請を希望する被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

## ⑥ 情報提供・共有

---

町は、町民に対し、自ら実施する予防接種に関する情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が提供する予防接種に関する情報も分かりやすく周知・共有する。

特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づき実施される町民接種は、緊急対応として行われるため、以下の状況が想定される。新型インフルエンザ等の流行に対する町民の不安は極めて高く、ワクチン需要も非常に大きい一方で、当初は供給量が限定的である。また、有効性や安全性に関する情報は十分でない中、接種と並行して情報収集や分析が進むため、平時とは異なる接種体制となり混乱が生じる可能性もある。

こうした状況を踏まえ、町は、接種の意義やスケジュールを町民に理解しやすい形で伝えるとともに、ワクチンの有効性や安全性に関する情報は可能な限り公開し、平易な言葉で説明する。また、接種の時期や方法等についての的確に案内するよう努める。

## 第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、町は、感染状況や医療提供体制に応じた適切な対策を講じ、町民の生命と健康を守る必要がある。その際、適切な情報提供やリスクコミュニケーションを通じて、町民の理解と協力を得ることが重要である。

また、発生時に円滑に対応できるよう、平時から情報収集体制や人員体制を整備するとともに、発生時に優先して取り組むべき業務を明確化しておく。加えて、ICTの活用等により、業務の効率化・省力化を推進する。

---

### 第1節 準備期

町は、新型インフルエンザ発生時に県と連携し、健康観察や生活支援等の保健業務に協力する必要がある。これに備え、平時から発生時に優先的に実施すべき業務を整理するとともに、ICTの活用による業務の効率化・省力化を推進し、地域における新型インフルエンザ等対策を着実に推進できる体制を整備しておく。

---

### 第2節 初動期

町は、新型インフルエンザ等の発生が公表された後、迅速に対応できるよう、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、必要な物資・資機材の調達準備を進め、感染症有事体制への円滑な移行に向けた体制整備を行う。

---

### 第3節 対応期

町は、県から要請があれば、当該患者やその濃厚接触者に関する情報を共有してもらい、県が行う健康観察や食事の提供等、日常生活に必要なサービスの提供、さらにパルスオキシメーター等の物品支給に協力する。

## 第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の需要が急増することが見込まれる。これにより、感染症対策物資等が不足すると、検疫、医療、検査等の円滑な実施が妨げられ、町民の生命及び健康に影響を及ぼすおそれがある。

医療機関をはじめ関係機関において感染症対策物資等が十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進や円滑な供給体制の整備等、必要な対策を講ずることが重要である。

---

### 第1節 準備期～初動期

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況を確認する（特措法第10条）。

なお、上記備蓄は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる（特措法第11条）。

また、消防機関は、国及び県からの要請を受け、救急隊員等搬送従事者が感染者に最初に接触する可能性があることを踏まえ、個人防護具の備蓄を推進する。

---

### 第2節 対応期

町は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認し、適宜調整を行う。また、町内の医療機関において物資や資材が不足し、医療提供が滞ることのないよう、必要に応じて県と連携し感染症対策物資等の支援に努める。

## 第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶおそれがあるとともに、町民の生活及び社会経済活動に大きな影響を及ぼす可能性がある。

このため、町は、発生に備え、事業者や町民等に対し必要な準備を推奨するとともに、指定（地方）公共機関においては事業計画の策定等必要な準備を行う。

発生時には、町は、町民の生活及び社会経済活動の安定確保に必要な対策及び支援を実施し、事業者や町民等は、平時の準備を基に自ら事業継続及び感染防止に努める。

---

### 第1節 準備期

---

#### 1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携を図るため、必要な情報共有体制を整備する。

---

#### 2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付について、DXを推進し適切な仕組みを整備する。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国籍住民等を含むすべての支援対象者に対して、迅速かつ網羅的に情報が届くよう配慮する。

---

#### 3. 物資及び資材の備蓄

町は、町行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必

需品等を備蓄する（特措法第10条）。なお、備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる（特措法第11条）。

また、町民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

---

## 4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者に対する生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等について、必要に応じて県と連携する。

---

## 5. 火葬体制の構築

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

---

# 第2節 初動期

---

## 1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性がある者との接触機会を減らす観点から、事業者に対して感染拡大防止の徹底と準備を勧める。具体的には、従業員の感染予防対策を徹底させること、感染が疑われる症状がある従業員に対して休暇の取得を推奨すること、オンライン会議の活用、テレワークや時差出勤の推進等を行うよう促す。

---

## 2. 上下水道等の安定供給

町は、水の安定的かつ適切な供給を確保するための必要な措置を実施する。

---

### 3. 生活関連物資の確保・購入行動の呼びかけ

町民に対しては、生活関連物資等の購入に際し、消費者として適切な行動を呼びかける。また、事業所に対しては、物資等の価格高騰や買い占め、売り惜しみを防止するよう要請する。

---

### 4. 遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保を進め、円滑な火葬または埋葬が行えるよう体制を整備する。

---

---

## 第3節 対応期

---

### 1. 町民生活の安定確保

#### (1) 心身への影響への対応

---

町は、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止措置に伴い生じ得る心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する対応等、必要な施策を講ずる。

#### (2) 生活支援を要する者への支援

---

町は、高齢者や障害者等の要配慮者に対し、必要に応じて見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応等の支援を行う。

#### (3) 教育及び学びの継続に関する支援

---

町は、特措法第45条第2項に基づく学校の使用制限や臨時休校が要請された場合、必要に応じて教育及び学びの継続に関する取組を支援する。

## (4) 生活関連物資等の価格安定

---

町は、生活関連物資等の供給状況を調査・監視し、必要に応じて関係団体に供給確保や便乗値上げ防止を要請する。また、町民に対しては需給や価格動向を迅速かつ的確に情報提供し、相談窓口の充実を図る。なお、供給不足や価格高騰が生じる場合は、町行動計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、法令に基づき必要な緊急措置を実施する。

## (5) 埋葬・火葬体制

---

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において死亡者が増加し、通常火葬が困難となる場合に備え、次の対応を行う。

### ① 火葬の確保

---

可能な限り火葬炉の稼働を継続し、関係者と連携して円滑な火葬の実施に努める。

### ② 遺体の安置・保存

---

火葬場の能力を超える場合は、臨時遺体安置所を活用して適切に保存を行い、必要に応じて安置所の拡充措置を講じるとともに、保存作業に必要な人員も確保する。

### ③ 広域連携

---

県の要請に基づき、他市町村と連携して広域的に火葬を調整する。死亡者数が急増し町内での対応が困難な場合は、県や国の要請を受けて施設の確保を行う。

### ④ 国の特例措置

---

国が定める地域・期間においては、どの市町村でも埋火葬の許可を受けられる特例や、許可不要の特例が設けられているため、特例に基づき埋火葬手続を適切に実施する。

---

## 2. 社会経済活動の安定確保

### (1) 事業者支援

---

町は、まん延防止措置により影響を受ける事業者に対し、公平性に配慮しつつ財政的措置その他必要な支援を講ずる。

## (2) 生活・経済基盤の維持

---

### ① 上下水道の供給

---

町は、上下水道施設の適切な稼働を維持し、安定供給を確保する。

### ② ごみ収集処理・し尿処理

---

町は、まん延時においてもごみ処理及びし尿処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる。

# 大洗町新型インフルエンザ等対策行動計画

## 第三版

発行・編集／大洗町 健康増進課

〒311-1305 大洗町港中央 26-1

TEL:029-266-1010

FAX:029-266-1012